

令和 6 年

郡山市教育委員会

12月定例会議事録

## 令和6年 郡山市教育委員会 12月定例会議事録

日 時 令和6年12月19日(木) 午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 藤 田 浩 志  
職務代理者

委 員 阿 部 亜 巳 委 員 田 中 里 香

委 員 見 越 大 樹 委 員 佐 々 木 貞 子

出 席 者 教育総務部長 山 内 憲  
学校教育部長 二 瓶 元 嘉  
教育総務部次長兼生涯学習課長 宗 形 直 美  
学校教育部次長 ((併)こども部次長) 佐 藤 香  
こども部次長 ((併)学校教育部次長) 渡 部 洋 之  
中央公民館長 片 平 力 也  
中央図書館長 若 穂 囿 豊  
美術館長 永 山 多 貴 子  
学校管理課長 遠 藤 修  
学校教育推進課主幹兼指導主事 佐 藤 崇 史  
教育研修センター所長 吉 田 圭 輔  
総合教育支援センター所長 石 井 研 也  
教育総務部総務課長補佐 木 村 邦 則  
教育総務部総務課総務管理係長 安 彦 直 人

書 記 柳 沼 飛 翔

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 前回議事録の承認

### 3 教育長の報告

### 4 議 事

議案第 33 号 郡山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

報告第 4 号 専決処分事項の報告について

### 5 そ の 他

- (1) 令和 7 年度入・就学者に係る特認校（西田学園後期課程）の募集人数について

### 6 閉 会

教 育 長 本日は、傍聴人はおられません。  
只今から、郡山市教育委員会令和 6 年 12 月定例会を開会いたします。  
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。  
はじめに、令和 6 年 11 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
令和 6 年 11 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。  
次に、教育長報告として、私から報告させていただきます。  
資料を御覧ください。  
今月は、令和 6 年郡山市議会 12 月定例会市政一般質問の概要について御報告させていただきます。今回は、16 議員中 10 議員から 38 件の質問がありました。主な質問は、不登校関係、部活動の地域移行に関する内容、通級指導に関するものなどとなっております。詳細につきましては、資料 2 ページ以降の答弁要旨を御覧ください。  
以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 続きます、「4 議事」に入ります。本定例会には、議事として、議案第 33 号「郡山市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」、報告第 4 号「専決処分事項の報告について」、以上、議案 1 件及び報告 1 件が提出されております。議事の「議案第 33 号」については、人事案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。

委員の皆様にお諮りいたします。

議事の「議案第 33 号」の案件の審議について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

出席者の 3 分の 2 以上の賛成でありますので、「議案第 33 号」については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「5 その他」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認め、はじめに、報告第 4 号「専決処分事項の報告について」、事務局の説明を求めます。

総務課長補佐 報告第 4 号「専決処分事項の報告について」になりますが、こちらは郡山市教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正するにあたり専決処分したものを報告する内容となっております。内容につきましては資料 5 ページを御覧ください。改正の要旨といたしましては、3 点ございます。1 点目は、会計年度任用職員の身分証明書に関する規定の追記でございます。こちらは、公務の適正な執行を図るため、業務上、その身分を明確にする必要がある会計年度任用職員につきましては、身分証明書を所持することができる旨を明記するものでございます。本規定は令和 6 年 11 月 22 日から施行されております。2 点目は、名札の着用に関する規定を追記するものとなっております。これまで規定がなかった職員の名札着用に関する規定を明記するとともにカスタマーハラスメント対策の一環といたしまして今後は、個人の特定を難しくすることを目的に所属と名字のみを名札に記載することといたします。新たな名札の様式につきましては、資料 9 ページに記載して

おりますので御覧ください。こちらの施行期日は令和7年1月1日となっております。なお、カスタマーハラスメントへの対応といたしましては不当要求行為者への対応と共通するものであることから既に活用している不当要求行為等対応マニュアルにより引き続き対応していきたいと思います。3点目は、令和7年2月1日から稼働となる新人事給与庶務事務システムの運用に合わせまして、身分証明書の再交付申請等の届出方法を整備する改正となっております。改正前の規定では、庶務事務システムによる再交付申請を行う内容となっておりますが、新システムでは対応ができないため別な手段により申請を行うよう規定の整備を行うものとなっております。こちらの施行期日は、新システムの稼働開始日である令和7年2月1日からとなっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
「報告第4号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「報告第4号」については、原案のとおり決しました。

教 育 長 次に、「5 その他」に入ります。(1)「令和7年度入・就学者に係る特認校(西田学園後期課程)の募集人数について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課主幹兼指導主事

資料を御覧ください。

西田学園義務教育学校後期課程の特認校の受け入れ可能人数につきましては、学校と協議した結果、新7年生が9人、新8年生が5人、新9年生が2人となっております。新中学1年生となる児童の保護者宛に1月7日に郵送いたします入学通知書にチラシを同封するとともに広報こおりやま等への掲載により周知を行い1月9日から2月13日までを募集期間として学校教育推進課の窓口で申請を受け付けてまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 「5 その他」が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

(「議案第33号」の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。)

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

藤田職務代理者 私から2点ほどあります。1点目は、来年4月より福島県立安積中学校が開校となりますが、こちらは主に福島県教育委員会が管轄となると思いますが、郡山市教育委員会として今後関わりが出てくるようなことはあるのでしょうか。2点目は、先日、参加した熱海地区の小中学校連絡協議会の中で、猿の出没による被害について話題になり、今後、児童生徒の安全確保のための対策が必要になると考えます。こちらの問題に関しては、教育委員会だけではなく、市の関係所属と連携して対応していただきたいと思います。

学校教育部長 まず、県立安積中学校についてですが、来年1月に実施される試験の結果から郡山市内の生徒の出願状況や入学状況を分析する予定です。また、県立安積中学校へ入学する生徒が本来どの中学校に通う予定であったかについても把握する必要があると考えております。なお、県立の中学校となりますので県教育委員会の管轄となるため、本市教育委員会が直接的に関わるということは現時点ではございません。

次に、猿の出没についてですが、防災危機管理課からの情報提供を受け各学校に注意喚起を行い児童生徒の安全確保に努めております。また、同課より防災メールを送信し市民の方への注意喚起も併せて行っております。

阿 部 委 員 県立安積中学校の教職員の人事関係や学校内のいじめ等のトラブル対応についても基本的には県教育委員会の管轄となるのでしょうか。

学校教育部長 まず、人事関係についてであります。県立安積中学校に勤務する教職員

の配置については、各市町村教育委員会からの推薦等に応じて県教育委員会が判断しております。また、生徒指導上の問題等が発生した場合の対応については県教育委員会で行うこととなっております。

教 育 長        その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長        ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和6年12月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後1時52分